株式会社 みちのく銀行

条件変更等の実施状況について

みちのく銀行(頭取 高田邦洋)は、平成21年12月4日に施行された「中小企業金融円滑化 法」が、平成25年3月31日をもって期限到来となりましたが、平成20年10月に公表した「み ちのく銀行の決意」のとおり、いかなる環境下であっても、「金融の円滑化」を目指し、地元の皆さ まを引き続き応援してまいります。

今般、金融円滑化管理方針ならびに平成21年12月から平成26年9月末での条件変更の実 施状況について、ホームページに掲示いたします。

当行では、引き続き、お客さまからの借入のお申込みや借入条件の変更等のお申込みについて は、お客さまの状況を十分に把握の上、できる限りの対応を行ってまいります。

金融円滑化管理方針

【基本方針】

当行は、平成20年10月に表明した「みちのく銀行の決意」のもと、お客さまとのリレーショ ンシップを実践した中で、「真の問題解決」に向けた活動に総力を挙げて、以下の項目に基づき取り 組みます。当行は、お客さまに対する、安定的かつ円滑な資金供給力を強化してまいります。

当行では、たんなる金融商品の提供にとどまることなく、適切なリスク管理のもと、お客さまの 創業、成長、経営改善、事業再生につながる資金供給を積極的に行うことで、お客さまと地域社会 の幸福と発展のために取り組んでまいります。

- (1) お客さまからの借入のお申込み、借入条件の変更等のお申込みに対しては、お客さまの状況を 十分に把握し、形式的・画一的な審査にならないように努めてまいります。
- (2)過去に借入条件の変更等を行ったお客さまに対しては、そのことのみをもって借入のお申込み や借入条件の変更等のお申込みを謝絶しないこととし、お申込に対する審査は常に適切に行っ てまいります。
- (3) 借入いただいているお客さまの直面している課題や経営についてのお悩み等に対しては、解決 に向けた経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援を適切に行ってまいります。
- (4) お客さまの事業を適切に見極めることができるよう、行内研修の充実を図り、行員の目利き能 力の向上に努めてまいります。
- (5)お客さまからの借入のお申込み、借入条件の変更等のお申込みについては、真摯にお伺いし、 お客さまにご納得・ご理解いただけるように、わかり易く、丁寧に、誠意をもって説明を行う よう努めてまいります。
- (6)お客さまのお申込みにおこたえできない場合やお客さまの申込内容と相違する条件をお願いす る場合は、その理由について、迅速に、わかり易く、丁寧に、誠意をもって説明を行うよう努 めてまいります。

【中小・零細企業者等のお客さま】

- (1)お客さまのライフステージ(創業、成長、経営改善、事業再生、事業承継)に応じたコンサル ティング機能を発揮するとともに、新規借入のお申込みに対しては、お客さまの置かれている 状況を十分に把握し、将来の成長可能性を的確に見極めたうえで、事業価値の向上につながる 資金供給や不動産担保・保証に依存しない融資の推進に努めてまいります。
- (2)借入条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合は、お客さまの事業の改善、または、再生 の可能性等を十分に検討し、できる限りご要望に沿えるようきめ細かくご相談に応じてまいり ます。
- (3) 借入条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援 機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業 態も含め関係する他の金融機関等がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図って まいります。
- (4)事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するにあたり、地域経済活性化支援 機構と緊密な連携を図ってまいります。
- (5)当行に事業再生ADR手続の実施依頼の確認があった場合は、当該関係者と緊密な連携をとり、 事業再生ADR手続きの実施を依頼し迅速な紛争の解決に協力するよう努めるものとします。
- (6)地域経済活性化支援機構または東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込みや事業 再生計画への同意の求めがあった場合には、当該関係者と緊密な連携をとり、適切に対応する よう努めてまいります。

- (7)他の金融機関からお借入がある場合は、お客さまの同意をいただいたうえで、当該金融機関と 緊密に連携しながら、できる限りご要望に沿えるよう努めてまいります。また、政府系金融機 関からお借入がある場合や信用保証協会等をご利用の場合、また中小企業再生支援協議会が関 係している場合においても、これらの者と緊密な連携をとり、できる限りご要望に沿えるよう 努めてまいります。
- (8)経営者保証に関するガイドライン(注)の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、保証契約の締結、保証契約の見直しならびに保証債務の整理について、適切な対応を行ってまいります。
 - 注:経営者等による個人保証に関する合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局 面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、平成25年12月5日に経営者保証 に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)により公表されています。

【住宅資金借入のお客さま】

- (1) 借入条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合は、お客さまの財産及び収入の状況を勘案 し、お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、きめ細かく相談に応じてまいります。
- (2)他の金融機関からお借入がある場合、または住宅金融支援機構とのお取引がある場合には、お 客さまの同意をいただいたうえで、当該金融機関と緊密に連携しながら、できる限りご要望に 沿えるよう努めてまいります。

【態勢整備】

- (1) お客さまからの借入のご相談・お申込み、借入条件の変更等のご相談・お申込みに係る苦情相 談を適切に行うため、営業店には「融資相談窓口責任者」を配置、また本部には「金融円滑化 苦情相談窓口」を設置し、お客さまからの苦情相談の対策を実施してまいります
- (2) 銀行全体の金融円滑化管理全般を統括する責任者として、与信企画部担当役員を「金融円滑化 管理統括責任者」として配置し、「金融円滑化管理統括責任者」のもと、金融円滑化への対応 が適切に成されているか、適時その状況等については、取締役会等に報告します。報告内容に 基づき、改善または見直しが必要となる事項については、取締役会等の指示により改善するこ ととします。
- (3)「金融円滑化管理統括責任者」を議長とする「金融円滑化推進会議」において、各種モニタリングを通じて金融円滑化管理に必要な情報を集約し、金融円滑化管理の適切な運営、検証および必要な改善を協議してまいります。
- (4) 取締役会は、金融円滑化への対応が適切に成されているか、適時その状況等についての報告を 受け、改善または見直しが必要となる事項については、改善策の検討を指示します。この方針 につきましても、必要に応じて適切な見直しを図ってまいります。
- (5) お客さまからの借入条件の変更等のお申込みがあった場合ならびに苦情相談をお受けした場合には、当該内容の記録・保存を徹底するよう努めてまいります。
- (6) お客さまからの借入条件の変更等のお申込みがあった場合は、進捗管理を徹底し、迅速・適切 な対応に努めてまいります。

以上

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
ナの条件の変更等の申込みを受けた貸 権の数	177	889	1,355	2,036	2,567	3,278	3,924	4,432	5,063	5,635	6,207	6,708	7,224	7,789	8,259	8,790
うち、実行に係る貸付債務の数	125	724	1,178	1,805	2,264	2,872	3,452	3,906	4,523	5,048	5,574	6,028	6,513	7,013	7,434	7,960
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	20	62	101	129	171	218	250	269	286	325	348	366	394	423	459
うち、審査中の貸付債権の数	49	127	83	84	119	158	115	107	83	101	90	103	100	115	124	76
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	18	32	46	55	77	139	169	188	200	218	229	245	267	278	295

(単位:件)

	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末			
けの条件の変更等の申込みを受けた貸 権の数 -	9,223	9,656	10,130	10,627										
うち、実行に係る貸付債務の数	8,375	8,793	9,218	9,724										
うち、謝絶に係る貸付債権の数	466	483	498	515										
うち、審査中の貸付債権の数	76	73	98	66										
うち、取下げに係る貸付債権の数	306	307	316	322										

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
けの条件の変更等の申込みを受けた貸 権の額 	4,052	28,966	49,556	76,224	95,686	117,348	141,200	160,037	178,928	195,545	215,447	234,499	251,608	268,431	285,647	306,747
うち、実行に係る貸付債務の額	2,747	24,370	42,813	68,519	86,589	105,750	127,656	143,453	164,503	179,771	199,031	216,493	232,007	247,985	263,585	283,714
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	423	1,613	3,652	4,544	5,415	7,415	8,448	8,792	9,053	9,777	10,716	10,921	12,290	12,874	13,427
うち、審査中の貸付債権の額	1,285	3,862	4,269	2,886	3,229	4,705	3,206	3,998	1,120	2,065	1,644	2,071	3,061	2,062	2,987	3,228
うち、取下げに係る貸付債権の額	20	309	860	1,165	1,322	1,477	2,922	4,135	4,511	4,655	4,993	5,218	5,617	6,093	6,200	6,376

(単位:百万円)

	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末			
けの条件の変更等の申込みを受けた貸 権の額 -	318,981	333,823	348,696	365,856										
うち、実行に係る貸付債務の額	297,294	312,077	326,249	343,145										
うち、謝絶に係る貸付債権の額	13,625	13,871	14,111	14,589										
うち、審査中の貸付債権の額	1,594	1,406	1,792	1,543										
うち、取下げに係る貸付債権の額	6,465	6,467	6,544	6,578										

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
けの条件の変更等の申込みを受けた 債権の数	30	170	293	391	482	607	730	832	938	1,029	1,123	1,179	1,259	1,332	1,406	1,464
うち、実行に係る貸付債権の数	9	103	214	296	366	457	556	653	736	817	887	946	1,004	1,076	1,139	1,185
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	13	22	31	37	53	60	72	81	91	95	104	114	120	125
うち、審査中の貸付債権の数	21	59	46	44	45	64	57	44	42	37	41	31	39	23	22	21
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	20	29	40	49	64	75	88	94	104	107	112	119	125	133

(単位:件)

	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末			
ナの条件の変更等の申込みを受けた 責権の数	1,513	1,551	1,612	1,653										
うち、実行に係る貸付債権の数	1,229	1,268	1,322	1,358										
うち、謝絶に係る貸付債権の数	129	131	133	137										
うち、審査中の貸付債権の数	20	14	19	19										
うち、取下げに係る貸付債権の数	135	138	138	139										

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
けの条件の変更等の申込みを受けた 債権の額	273	1,919	3,508	4,747	5,787	7,352	8,939	10,192	11,573	12,682	13,910	14,652	15,837	16,771	17,781	18,554
うち、実行に係る貸付債権の額	80	1,081	2,489	3,445	4,232	5,351	6,567	7,740	8,774	9,736	10,640	11,432	12,209	13,210	14,055	14,643
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	12	235	338	510	571	849	925	1,088	1,255	1,386	1,416	1,536	1,685	1,737	1,817
うち、審査中の貸付債権の額	192	760	531	596	584	863	779	581	602	511	539	423	635	297	305	274
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	64	251	366	459	565	743	945	1,109	1,178	1,343	1,379	1,455	1,578	1,683	1,819

(単位:百万円)

	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末			
けの条件の変更等の申込みを受けた 「権の額	19,129	19,553	20,351	20,843										
うち、実行に係る貸付債権の額	15,161	15,612	16,257	16,723										
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1,902	1,928	1,935	2,000										
うち、審査中の貸付債権の額	233	144	292	237										
うち、取下げに係る貸付債権の額	1,832	1,867	1,867	1,883										